

新しい都市計画の基本的方針

平成 19 年 10 月



はじめに

人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展に伴う日常生活圏の拡大、中心市街地の空洞化などの都市構造の変化、地球温暖化をはじめとする環境問題の広まりなど、現在の都市を取り巻く状況は大きな転換期にあります。

また、平成 18 年5月に都市計画法をはじめとする「まちづくり三法」の改正が行われ、社会構造の変化に対応し、多くの人にとって暮らしやすい都市を実現するため、今まさに新たな都市計画行政の取組が求められています。

そこで、愛知県では、こうした様々な社会経済情勢の変化に的確に対応し、本県の活力を高めるとともに、安全で住みやすいまちづくりを進めるために、中長期的な視点に立った都市計画（都市計画区域、都市計画区域マスタープラン及び土地利用計画）の見直しを、平成 22 年度までに実施することにしました。

この見直しに当たっては、「愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会」を設置して、専門的な立場から幅広く検討をお願いし、提言としてとりまとめていただきました。このたび、その提言をもとに、県民の皆様の御意見を伺ったうえで、県としての基本的方針を策定いたしました。奥野委員長始め委員の皆様方、並びに、この基本的方針の策定に御協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

今後、「^{やさ}しさと^{たくま}しさ、ともに備えた都市を目指して」という基本理念のもと、揺るぎない発展を続ける愛知の都市の実現に向けて、暮らし・活力・環境を調和させつつ、持続的な発展を可能とする機能的な都市づくりに取り組んでまいります。

県民の皆様、関係する市町村などの方々におかれましても、よりよい愛知のまちづくりの実現に向けて、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

平成19年10月

愛知県建設部長 湯山 芳夫

目 次

I 愛知の新しい都市	1
II 都市計画区域再編	9
III 都市計画区域マスタープラン	18
IV 土地利用計画	21
参考資料	
用語解説	26
都市づくりの基本方向 データ集	32
愛知県の都市計画の見直し経緯	42
愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会	43

I 愛知の新しい都市

本県では、人口構造の変化など、様々な社会経済情勢の変化に的確に対応した都市の望ましい将来像や、都市づくりの基本的な方向性がいかにあるべきかを、「愛知の新しい都市」としてとりまとめました。

この「愛知の新しい都市」は、都市とその周りを取り巻く自然環境が密接不可分の関係にあることを踏まえ、都市計画区域に限らず、本県全体を対象としたものであり、都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープラン及び土地利用計画（線引き、用途地域等）の見直しを実施するうえでの共通の考え方となるものです。

1 基本理念

- 基本理念 -

やさ^{やさ}と^{たくま}逞しさ、ともに備えた都市を目指して

-人間・自然・産業が調和し多元的に発展する愛知の都市-

これからの都市づくりにおいては、人口減少・超高齢社会の到来を見据えた県民にとっての暮らしやすさ（暮らし・人への優しさ）、愛知県がこれまで築いてきた活力の維持とさらなる発展（都市活力の^{たくま}逞しさ）、県民が安全で豊かに暮らし活動し続けることのできる持続性や自然との共生（環境への優しさと災害に対するしなやかさ）を求めていくことが重要です。さらに、暮らし・活力・環境を調和させつつ、持続的で揺るぎない発展を可能とする機能的な都市構造へと誘導していかなければなりません。

こうした「優しさ」と「逞しさ」をバランスよく備えた持続可能な都市づくりを進めることで、自然環境と農林漁業との調和を図りつつ、広域的な拠点、地域の拠点、産業の拠点などそれぞれの拠点に、その特性や規模に見合った都市機能が適正に集積され、これらの拠点が交流・連携し、それぞれの地域が、その地域の特性や資源を活かして多元的に発展していく都市を目指します。

この基本理念のもと、社会経済情勢等の変化による現状と課題や、愛知県の政策の指針や市町村の意向を踏まえ、本県では以下に示す5つの基本方向に基づいて都市づくりを進めていきます。

- 都市づくりの基本方向 -

- (1) 多様な価値観や多文化を受容するコミュニティを^{はぐく}む都市
- (2) 都市機能が適切に分担・連携された都市
- (3) 交流によるダイナミズムを生み出すモビリティの高い都市
- (4) 高度で幅広い産業の集積が進む都市
- (5) 都市活動と自然環境が調和した安全で快適な都市

2 都市づくりの基本方向

(1) 多様な価値観や多文化を受容するコミュニティを育む都市

愛知県においても長期的には人口減少が見込まれ、健全な暮らしを維持していくためには多様な価値観や多文化を受容するコミュニティの形成が一層重要になることから、それを支える都市を目指します。

- ・ 今後の人口減少や超高齢社会においては、地域住民がお互いに協力し合うことがますます重要となることから、多様な価値観や多文化を受容するコミュニティが形成され、その活動が活発となるように、住民の交流を積極的に促す都市の機能や施設の適切な配置を目指します。
- ・ 都市づくりの一翼を担う“新たな公”^(※1)の形成や協働を支援できるような取組を進めます。
- ・ 人口流出などにより地域活力の低下のみられる地域においては、地域活力の維持・創出に向け、多様なコミュニティ形成の重要性が特に高まることから、定住者確保の施策を支援していきます。
- ・ 人口や世帯数が増加傾向にある地域においては、健全な生活環境やコミュニティの形成に向け、新たな市街地の計画的な整備を図ります。
- ・ 今後の市街地形成に当たっては、愛知県の特性である戸建て住宅志向を踏まえた「ゆとり居住」などの多様な住宅ニーズに対応していきます。

(※1) 国土形成計画の中間とりまとめでは、「行政のみならず、地縁型のコミュニティやNPO、企業なども含めた多様な主体が地域づくりの担い手となり、これらが従来の公の領域に加え、公と私の中間的な領域で協働することへの期待を示し、これを“新たな公”として明確に位置付け」している。

(2) 都市機能が適切に分担・連携された都市

今後の成熟社会や人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、生活の質や防災の観点、環境負荷の低減や自然環境の保全の観点、都市運営にかかるコストの観点が重要であることから、都市機能の適切な役割分担と連携を進め、社会的負担や環境負荷の小さい都市を目指します。

- ・ 都市機能の郊外へのスプロールの立地は、中心市街地の空洞化を誘発し、都市の有する交流や賑わい^{にぎ}などの消失を招くとともに、新たな社会基盤の整備や維持管理など、都市運営にかかるコストの増大を招く要因となっており、さらには自動車交通への過度の依存を加速させ、環境負荷の増大を助長しています。したがって、中心市街地や駅周辺などへ、都市機能の再配置を図るなど、社会的負担や環境負荷の小さい都市づくりを進めていきます。特に、広域的に影響を及ぼす施設については、都市構造や広域的なインフラに与える影響などを考慮しながら、適正な配置を誘導していきます。
- ・ 都市機能の無秩序な拡散は、自然環境や優良農地の保全の観点から問題があるため、開発と保全のバランスがとれた都市づくりを行うことが重要です。また、災害に伴って発生する社会的損失を低減することも重要です。これら環境保全や防災の視点から、土地利用の適正な規制と誘導を進めていきます。
- ・ 農山漁村の集落においては、地域活力の向上に向けて、地域核の維持又は強化を支援していきます。

(3) 交流によるダイナミズムを生み出すモビリティの高い都市

人口減少社会においては、人・物・情報の交流が地域活力を生み出す重要な要素であることから、モビリティ（動きやすさ）の高い都市を実現し、都市内、都市と都市、都市と農山漁村、さらに世界との交流を高めることで地域のダイナミズム（活力）を生み出す都市を目指します。

- ・ 広域的な交通体系の充実による交流軸の形成を図るとともに、既存の広域交通体系、新たなインフラ整備によるインパクト及び空港や港湾といった国際的な拠点機能などを活用して、都市機能の計画的な配置を誘導していきます。
- ・ 超高齢社会においては、公共交通への依存が高まると考えられます。自動車交通への過度の依存は、公共交通の維持・存続を困難なものとし、結果として高齢者や障害者などの生活の利便性が低下することとなるため、公共交通を軸とした都市構造を誘導するとともに、地域住民の日常的な移動手段の確保を図り、誰もが安心・安全かつ快適に移動できる都市環境の創出に努めます。
- ・ 都市と農山漁村との間や、中心的役割を果たしている地域と相対的に活力低下がみられる地域間での交流を促進し、交流人口を増加させて地域の活力を維持・創出できるよう、交通ネットワークの構築に努めます。

併せて、農地や森林保全のための担い手確保や、都市住民の求める「安全で安心な食の提供」などを可能とする地域に根ざした交流拠点の形成に努めます。

(4) 高度で幅広い産業の集積が進む都市

これまで世界のモノづくりを牽引してきた愛知県^{けん}にあっては、グローバルに結びつく広域交流経済圏を視野に入れ、高度で幅広い産業と人材の集積を活かし、持続的なイノベーションにより、次代を担う産業^(※2)の育成・集積を図り、国際競争力を維持するとともに、地域資源を活かしつつさらなる産業振興が図られた都市を目指します。

- ・ モノづくりを中心とした産業の維持・強化に向けた社会基盤や情報基盤の整備を進めるとともに、広域交通ネットワークを生かした計画的な工業用地・研究開発用地の確保を図ります。
- ・ 産業集積の地域差が拡大していることに伴い、地域活力にアンバランスが生じているため、市町村の枠を超えた連携により、地域間のバランスのとれた発展が可能となる都市づくりに努めます。
- ・ 産業構造の変化に伴い発生する市街地内の工場跡地などにおいては、周辺と調和した都市環境の誘導に努めます。
- ・ 観光・交流産業を支える地域固有の資源（景観・歴史・文化・自然・産業）を活用し、個性と魅力ある地域づくりを進めます。
- ・ 本県の優れた農業生産基盤を維持・保全し、地産地消を推進するとともに、地域特性を活かした付加価値の高い農業生産などを効率的に行うために農地の利用集積などを図ります。

(※2) 社会を営むうえで必要な経済活動であり、第一次産業（農林漁業、鉱業）、第二次産業（製造業、建設業等）及び第三次産業（商業、サービス業、公務等）の総称。

(5) 都市活動と自然環境が調和した安全で快適な都市

人の生活や産業活動といった都市活動は、それを支える安全で良好な環境があって成り立つものであることから、将来にわたり都市の持続性を確保するために、安全で、環境負荷が小さく、豊かな自然環境に支えられた快適な都市を目指します。

- ・ 大規模地震や集中豪雨などの自然災害の発生は、県民の生命・財産及び社会ストックに大きな被害をもたらすため、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・ 都市化の進展は、ヒートアイランド現象の拡大や地球温暖化の主原因である二酸化炭素排出量の増大などを招いており、それらを緩和するよう、省資源、省エネルギーを念頭においた都市づくりを進めます。また、廃棄物の発生などに伴う環境負荷を抑えた循環型社会の形成を目指します。
- ・ 都市を取り巻く自然環境は、ヒートアイランド現象などを緩和する環境保全機能を有する要素として、保水や砂防などの防災機能を有する要素として、都市の背景となるような景観の構成要素として、さらには都市住民が自然とふれあえる場を形成する要素として、重要な機能を果たしているため、“都市を支える圏域”と位置づけ、積極的に保全していきます。
- ・ 都市内の緑地及び水辺などについては、住民にとって身近な癒^{いや}しや憩いの場であり、自然環境の保全、都市環境の向上、防災の観点から、計画的に保全・再生していくとともに、河川や緑道などによる広域的な自然環境インフラネットワーク^(※3)の形成を図ります。

(※3) インフラ（インフラストラクチャー、infra-structure）とは「基盤をなすもの」の意味であり、この基本的方針における自然環境におけるインフラとは、海岸、河川、湖沼などの水面や森林、樹林地などの緑地及びそれらを包括する地形を指す。これら自然界の基盤をなす要素が互いに関連を持ち、ネットワークしながら良好な自然環境が保たれた状態を、本方針においては、自然環境インフラネットワークと呼ぶ。